

2012年10月1日

## エコマーク商品類型 No.112「文具・事務用品 Version1.15」認定基準の改定について

財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

### 1. 改定の経緯

2012年3月23日に開催された第8回エコマーク基準審議委員会の審議において、現行のエコマーク共通規定（難燃剤の使用について、抗菌剤の使用について、生分解性プラスチックの表示について）を廃止し、難燃剤・抗菌剤が使用される可能性の高い商品分野については、個別商品類型ごとに難燃剤・抗菌剤の基準を追加する部分改定を検討することとなった。その審議結果を受け、抗菌剤の使用が一部の製品で想定される本商品類型において、部分改定を行います。

また、グリーン購入法との整合を図るため、非塗工紙を使用する場合の白色度基準の適用対象に、けい紙、起案用紙を追加します。

### 2. 改定の概要

上述のエコマーク基準審議委員会において、基本形として承認された抗菌剤の使用に関する内容を基準項目として追加する。また、けい紙、起案用紙に関して、白色度基準を追加します。

### 3. 改定箇所（\*下線部を追加、見え消し部を削除）

#### 4-1-2. 材料に関する基準と証明方法

##### A. 紙を主材料とする製品

(7) 非塗工の紙を使用する白色のノート類、けい紙および起案用紙の中紙においては、白色度が70%程度以下であること。

#### 【証明方法】

製紙事業者の発行する業界で定めるハンター方式、またはISO白色度（拡散青色光反射率）による白色度試験結果および試験方法を提出すること。なお、試験結果には白色度の具体的数値を記載するものとする。また、本基準は、JISに基づき白色または白色に近い紙および板紙に適用する。

#### 4 - 2. 品質に関する基準と証明方法

(38) 抗菌剤を可能な限り使用しないこと。なお、抗菌剤を使用する場合には、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク等の認証を受けていること。

**【証明方法】**

また、抗菌剤を使用する場合には、製品として一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク等の認証を受けていることを示す書類を提出すること。

#### 5. 商品区分、表示など

(3) マーク下段の表示は、下記に示す環境情報表示（A タイプの表示）とする。ただし、「エコマーク使用の手引」（2011年3月1日制定施行）に従い、マークと認定情報による表示（B タイプの表示）を行うことも可とする。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。

環境情報表示は、矩形枠で囲んだものとし、製品を構成する主材料に合せて以下のとおりに記載すること。エコマークの表示は、エコマーク事業実施要領に基づき別に定める「エコマーク使用規定第7条」に従い、使用すること。

##### A. 紙を主材料とする製品

「古紙パルプ配合率〇〇%」もしくは「古紙パルプ配合率〇〇%以上」と記載すること。なお〇〇%には、製品全体に占める古紙パルプの重量割合を記載するものとする（小数点以下は、切り捨てとする。同一商品区分内で製品全体に占める古紙パルプの重量割合の数値が異なる場合には、同一商品区分の最低値を表記すること。）。白色度が適用されるノート類、けい紙および起案用紙にあつては、1 段目に「古紙パルプ配合率〇〇%」もしくは「古紙パルプ配合率〇〇%以上」を記載し、さらに2 段目に「白色度〇〇%」もしくは「白色度〇〇%以下」と記載してもよいすること。なお、〇〇%は基準値を下限に、扱いやすい数値に整えることも可とする。

**4. 改定日： 2012年10月1日**

以上